

役員報酬規程

昭和50年11月13日制定

平成19年 4月 1日改正

(目的)

第1条 この規程は、財団法人クリーン・ジャパン・センター（以下「センター」という。）寄附行為第21条に基づき、センターの常勤役員に対する報酬の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の区分)

第2条 役員は、本俸及び特別手当とする。

(本俸月額)

第3条 前条に規定する役員の本俸の月額は、別に定める役員報酬表による。

2 役員に適用する号俸は、会長がこれを定める。

(特別手当)

第4条 常勤役員に対して、予算の範囲内において、勤務成績等を考慮して特別手当を支給することができる。

2 特別手当の支給日、計算期間、支給額等は、別に定める。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、職員給与規程第12条に規定する額を支給する。

(支給の基準)

第6条 常勤役員が月の途中で就任又は辞任した場合の報酬は、日割り計算した金額とする。この場合、計算結果に1円未満の端数が生じたときは、1円未満を切り上げるものとする。

2 役員が死亡したときは、その遺族に当月分の報酬を全額支給する。

3 前項の遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定を準用する。

(報酬の支払方法)

第7条 報酬の支払手続きその他この規程の実施に必要な事項については、センターの職員給与規程に準ずる。

附 則

この規定は、設立許可があった日（昭和50年11月13日）から適用する。

附 則

この改正規程は、平成19年4月1日から適用する。

役員報酬表

号俸	本俸月額
1	616,000円
2	672,000円
3	728,000円
4	784,000円
5	843,000円
6	922,000円
7	994,000円
8	1,066,000円

財団法人クリーン・ジャパン・センター役員退職手当支給規程

(総 則)

第1条 財団法人クリーン・ジャパン・センター（以下「センター」という。）の役員
の退職手当の支給は、この規程の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この規程で「退職手当」とは、退職金および弔慰金をいう。

(退職手当の支給対象)

第3条 退職手当は、役員が退職した場合はその者に、役員が死亡した場合はその遺族に
支給する。

(退職手当の額および支給期間)

第4条 退職手当の額および支給期間は、会長が定める。

(遺族の範囲および順位)

第5条 第3条に規定する遺族の範囲および順位は、労働基準法施行規則第42条ないし
第45条の規定によるものとする。

(遺族の受給資格証明)

第6条 第3条に規定する遺族が退職手当の支給を受けるときは、戸籍謄本および住民登録
謄本等遺族である事実を証明する書類を提出しなければならない。

附 則

この規程は、昭和52年6月21日から実施する。

財団法人クリーン・ジャパン・センター役員退職手当支給規程細則

平成14年 7月22日制定

財団法人クリーン・ジャパン・センター役員退職手当支給規程第4条に定める退職手当の額及び支給期間は下記によるものとする。

1. 退職手当の額は、退職時の月額報酬の100分の28に相当する金額に在職月数を乗じた額とする。
2. 在職月数は、役員に就任した日から役員を退職した日までの月数とし、1月未満の端数は1月とする。
3. 役員が任期满了により退職した場合において、その者が引き続き役員となった時は、退職手当を支給せず、最終の退職時に退職金を支給する。この場合における在職月数の計算は、在職期間を通算して行う。